

# 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター平成24年度に係る業務の実績に関する評価結果

## 1 評価対象法人の概要

- (1) 法人名等 岡山市北区鹿田本町3番16号 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 理事長 中島 豊爾
- (2) 設立年月日 平成19年4月1日
- (3) 設立団体 岡山県
- (4) 資本金の額 1,202,336,883円
- (5) 中期目標の期間 平成24年度から平成28年度（第2期）
- (6) 目的及び業務

### ア 目的

精神障害者の医療、保護及び発生の予防並びにこれらに必要な研究を行うことを目的とする。

### イ 業務

- (ア)精神科及び神経科に関する医療を提供すること。
- (イ)精神科及び神経科に関する医療の調査及び研究を行うこと。
- (ウ)精神科及び神経科に関する医療技術者の研修を行うこと。
- (エ)前各号に掲げる業務を効果的かつ効率的に実施するため、附帯して必要となる関連業務を行うこと。

## 2 評価の実施根拠法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条

## 3 評価の対象

平成24年度における地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの第2期中期計画（平成24年度から28年度）の進捗状況

## 4 評価の趣旨及び評価者

### (1) 評価の趣旨

地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人岡山県精神科医療センター（以下、「岡山県精神科医療センター」という。）が、岡山県内の精神科医療の中核病院として、他の医療機関の模範となるような業務運営が行えるよう、業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保等について自主的、継続的な見直し及び改善を促すことを目的に、岡山県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が業務の実績評価を行う。

## (2) 評価委員会

委員名	氏 名	役 職 等
委員長	末 長 範 彦	岡山県経営者協会会长 岡山トヨペット株取締役社長
委 員	清 水 富 江	株ビタポール代表取締役 岡山商工会議所女性会副会長
委 員	小 田 項 一	公認会計士・税理士
専門委員 (病院関係)	内 富 庸 介	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科 精神神経病態学教室教授
専門委員 (病院関係)	田 渕 泰 子	医療法人万成病院 多機能型事業所ひまわり管理者

## 5 評価方法の概要

### (1) 評価基準

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの業務の実績に関する評価の実施基準

### (2) 評価の手法

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの自己評価の結果を活用する間接評価方式

## 6 評価結果

### (1) 総合的な評定

評価委員会は、岡山県精神科医療センターが地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの業務の実績に関する評価の実施基準により自己評価し提出した「平成24年度に係る業務の実績に関する報告書」を適正な評価と認め、次のとおり評定した。

岡山県精神科医療センターは、「人としての尊厳を第一に安心・安全の医療をめざす」ことを理念とし、人権を尊重し、利用者の方々の視点に立った良質な医療の提供、患者の社会参加への積極的支援、快適な治療環境の提供、精神科医療水準の向上、健全で透明性の高い病院運営に努めることとしている。

平成24年度は、第1期中期目標期間（平成19年度から平成23年度）に引き続いて、理事長のリーダーシップの下、職員が一丸となって機動的・戦略的な運営を行われていると認められる。

特に、精神科救急医療において県内で中心的な役割を担っているほか、医療従事者の手厚い配置が必要である児童・思春期精神科医療、高い専門性が求められる薬物等依存症医療、公的病院が設置することとされる司法精神入院棟の運営など、地方独立行政法人として公的な役割を担おうとする姿勢がうかがわれるものであり、積極的に評価するものである。

また、平成24年6月には、全国自治体病院開設者協議会長等から自治体立優良病院表彰を受けるなど、地域医療の確保に大きな役割を果たし、また、経営の健全性が確保されていると認められたところである。

以上、全体として、岡山県精神科医療センターが地方独立行政法人化のメリットをいかし、第1期中期目標期間（平成19年度から平成23年度）に引き続いて様々な改革を継続し、着実に実行に移している状況が十分見受けられたことから、平成24年度の業務の実績における第2期中期計画の進捗は、優れて順調と評定する。

なお、岡山県精神科医療センターは、地方独立行政法人として公的な使命を有しており、引き続き、医療の質の向上と県内精神科医療の中核病院としての存在意義を十分に考慮した運営が行われることを望む。

## (2) 中期計画の各項目ごとの評定

### III 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上

#### ア 評定

中期計画の進捗状況は優れて順調

#### イ 理由

第1期中期目標期間(平成19年度から平成23年度)に引き続いて、理事長のリーダーシップの下、職員が一丸となって地方独立行政法人化のメリットをいかして様々な改革を継続し、着実で期待以上の成果が見受けられる。

#### ウ 評価した項目

##### ① 項目数

47項目

##### ② 特筆すべき項目

- ・専門的な知識を持つ有資格者の採用を積極的に行い、依存症や児童・思春期等各病棟の疾病特性に合わせた多職種によるチーム医療の強化を図り、引き続き、良質で高度な医療を提供した。
- ・入院患者の地域移行を促進するために、医師・看護師・精神保健福祉士等の多職種によるチームが退院前訪問、訪問看護・支援を積極的に実施し、医療及び日常生活の両方から支援することにより、平均在院日数を55.4日（司法精神入院棟を除く）、1年以上の長期入院患者を26人とするなど、早期退院及び長期在院者の減少を図った。
- ・岡山県精神科救急情報センターについて平成24年7月より運営時間を延長し、休日等において24時間対応とした。また、措置入院・応急入院等の緊急入院に24時間365日対応し、県内精神科医療の中核病院として公的役割を積極的に果たした。

- ・小児医療に従事する地域の医師等を対象に事例検討会や講演会を県医師会と共に催し、発達障害児に対する理解を深めた。
- ・災害時における職員の派遣、診療材料及び食材の提供等に関して、県内の病院協会加盟病院と災害時相互支援協定を締結するとともに、災害時の地域住民の安全を確保するため、岡山県精神科医療センターを一時避難場所として提供する提携を近隣の7町内会と結ぶなどした。
- ・在宅医療の充実と地域生活支援を図るため訪問診療・訪問看護、診療契約が結べない患者へのアウトリーチサービス、精神科デイケア等を行う訪問・通所型医療の中核拠点施設として、東古松サンクト診療所を平成25年4月の開所に向けて整備した。

#### IV 業務運営の改善及び効率化

##### ア 評定

中期計画の進捗状況は優れて順調

##### イ 理由

各部門ごとの責任体制を明確にするとともに、組織内の意思決定の迅速化を図った。また、収入確保や効率的かつ効果的な予算執行を引き続き推進し、効率的な業務運営に努めた。

##### ウ 評価した項目

###### ① 項目数

8項目

###### ② 特筆すべき項目

- ・電子カルテの導入により、職員が空床状況をリアルタイムで把握できるようになり、病床利用率が90.5%と前年度と比較して0.2ポイント増加するなど、病床管理をより効率的に行った。
- ・医療費の支払いに関する相談に応じるとともに、自己負担の軽減につながる制度に関する案内を徹底するなどして、未収金の発生を未然に予防するよう努めた。また、支払督促制度や少額訴訟制度を活用しながら未収金の早期回収に取り組んだことにより、診療報酬収入率が目標値を上回った。

#### V 財務内容の改善

##### ア 評定

中期計画の進捗状況は優れて順調

##### イ 理由

経常収支比率などの経営管理指標が比較的良好な水準にあり、良好な財務内容であると認められた。

##### ウ 評価した項目

###### ① 項目数

2項目

## ② 特筆すべき項目

- ・経常収支比率（経常収益／経常費用）、医業収支比率（医業収益／医業費用）、人件費比率（総人件費／医業収益）がいずれも前年度より向上した。

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
経常収支比率（経常収益／経常費用）	105.4%	105.6%	106.4%
医業収支比率（医業収益／医業費用）	96.4%	97.0%	97.3%
人件費比率（総人件費／医業収益）	74.3%	74.2%	72.1%

## VI その他業務運営に関する重要事項

### ア 評定

中期計画の進捗状況は優れて順調

### イ 理由

毎月、労働安全委員会を開催し、産業医の下、時間外勤務の縮減に努め、メンタルヘルスを含めた職員の健康管理に配慮するなど、働きやすい職場づくりに取り組んだ。

### ウ 評価した項目

#### ① 項目数

6項目

#### ② 特筆すべき項目

- ・医師・看護師・薬剤師等の医療従事者をはじめとする職員の採用に際して、優れた人材を確保するため、新たに作成したDVD等の媒体を活用しながら、大学や合同就職説明会等におけるPR活動を積極的に行った。

### (3) 評価結果等の業務運営への活用状況

精神科救急医療において県内で中心的な役割を担っているほか、医療従事者の手厚い配置が必要である児童・思春期精神科医療、高い専門性が求められる薬物等依存症医療、公的病院が設置することとされる司法精神入院棟の運営など、地方独立行政法人として公的な使命を果たしつつ、医療の質の向上に努めた。

### (4) 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに対する勧告等

該当なし